

消防用設備等点検済表示制度運用規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、消防用設備等点検済表示制度推進要綱（以下「推進要綱」という。）に基づき、一般社団法人長野県消防設備協会（以下「協会」という。）が実施する消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2章 消防用設備等点検済表示管理委員会

(管理委員会の設置)

第2条 協会は、点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、防火対象物の関係者、長野県職員、消防機関職員、点検実施者（推進要綱第2第2号の点検実施者をいう。以下同じ。）、その他の関係者等で構成する長野県消防用設備等点検済表示管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置するものとする。

2 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 点検済表示制度の実施に係る規程、細則、基準等の制定及び改正に関すること。
- (2) 推進要綱第3の点検済票（以下「点検済票」という。）の種類及び様式並びに交付手数料に関すること。
- (3) 表示登録会員（推進要綱第5第1号又は第2号に規定する者で、登録を受けている者をいう。以下同じ。）の登録及び登録の更新に係る資格審査に関すること。
- (4) 点検業務に係る損害賠償責任保険に関すること。
- (5) 点検済表示制度に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (6) 表示登録会員が行った点検業務の内容、点検済票の貼付状況等の調査に関すること。
- (7) 表示登録会員の登録の抹消並びに点検済票の交付停止及び返還措置に関すること。
- (8) 表示登録会員の点検技術及び倫理意識の向上を図るための講習、研修等の実施計画の策定に関すること。
- (9) 点検済表示制度に係る広報及び啓発に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、点検済表示制度の運用に係る重要な事項に関すること。

3 管理委員会は、18名以内の委員をもって次により構成する。

- (1) 委員は防火対象物の関係者、長野県職員、消防機関職員、点検実施者、その他の関係者等で、消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）に関し学識経験のある者のうちから、協会会長が委嘱する。
- (2) 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、これを総理する。
- (4) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代行する。

4 管理委員会に必要な応じ、次により幹事会を置くことができる。

- (1) 幹事会は、幹事若干名をもって構成し、委員長の指示により必要な調査、研究を行う。
 - (2) 幹事会に主査を置き、主査は、幹事会を主宰する。
 - (3) 主査及び幹事は委員長が指名する。
- 5 委員及び幹事の任期は、次のとおりとする。
- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (2) 幹事の任期は、委員長が指定した期間とする。
 - (3) 委員及び幹事の再任は妨げないものとする。

第3章 点検済票の種類等

(点検済票の種類及び様式)

第3条 点検済票の種類及び様式は、別紙1の1のとおりとする。

- 2 前項の点検済票のほか、補助ラベルを使用するものとし、補助ラベルの種類及び様式は、別紙1の2のとおりとする。

(貼付の範囲)

第4条 点検済票は、長野県内の防火対象物に設置されている消防用設備等に関し貼付することができるものとする。

第4章 登 録

(登 録)

第5条 協会は、点検済票の交付を受けようとする者の申請に基づき、推進要綱第5に定める要件を満たしている者を表示登録会員として登録するものとする。

- 2 前項の申請をできる者は、点検事業者（推進要綱第5第1号の点検事業者をいう。以下同じ。）であって長野県内に事業所を置いているもの又は長野県内に所在する防火対象物の関係者で自ら点検を行う者とする。
- 3 協会は、表示登録会員の名簿を作成し、協会のホームページに掲載するとともに関係機関に周知する。
- 4 表示登録会員となる者は、別に定める手数料を協会に納めなければならない。

(登録の審査の基準等)

第6条 前条第1項の登録に係る審査の基準は、別に定めるところによる。

- 2 協会は、次の各号の一に該当する者を表示登録会員としてはならない。
 - (1) 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (2) 推進要綱第8第1項の規定により、登録を抹消された日から起算して1年を経過しない者

(表示登録会員の責務)

第7条 表示登録会員は、点検を誠実にを行い、消防用設備等の適正な維持管理の向上に努めな

ければならない。

- 2 表示登録会員は、消防用設備等の点検が適正に終了した場合には、点検済票を推進要綱第6に基づき貼付しなければならない。この場合の点検済票は、協会から当該表示登録会員に対して交付されたものとする。
- 3 表示登録会員は、他の表示登録会員からの委託に係る点検を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該他の表示登録会員に交付された点検済票を用いることができる。
- 4 表示登録会員は、点検済みである旨を表示する目的をもって、前2項の規定による点検済票以外の表示を消防用設備等に貼付してはならない。
- 5 表示登録会員は、協会から交付された点検済票を適正に管理しなければならない。
- 6 表示登録会員は、定期的に点検済票の使用状況を協会に報告しなければならない。

(登録の有効期間等)

第8条 登録の有効期間は、登録した日から2年（当該登録した日が会計年度の初日以外の日である場合には、当該登録した日から2年後のその日の属する会計年度の末日まで）とする。

- 2 表示登録会員は、協会に申請することにより、登録の更新を受けることができる。この場合の登録の有効期間は、2年とする。その後の更新においても同様とする。
- 3 表示登録会員は、前項の規定による登録の更新の申請をしない場合には、その旨を協会に届け出るものとする。
- 4 協会は、表示登録会員で、第1項又は第2項の規定による登録の有効期間内に点検済票の交付を受けなかった者又はこれに準じる者に対しては、その後の登録の更新をしないことができる。
- 5 第5条第4項の規定は、登録の更新について準用する。

(登録後の変更等の届出)

第9条 表示登録会員は、登録の内容に変更が生じた場合又は点検を行わなくなった場合は、速やかに協会に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第10条 協会は、表示登録会員が必要な要件を満たさなくなった場合又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 点検を行わなくなった場合
 - (2) 推進要綱第8第1項の規定に基づき、点検済票の交付が停止された場合
 - (3) 推進要綱第9第2号アの規定に違反し、著しく社会的信用を失墜した場合
 - (4) 第7条第2項、第4項又は第12条の規定に違反した場合
 - (5) 協会の名誉を毀損し又は品位を傷つける行為をした場合
- 2 協会は、前項の規定により登録を取り消す場合は、管理委員会の審査を経なければならない。
 - 3 協会は、第1項の規定により登録を取り消した場合は、その旨を協会のホームページに掲載するとともに関係機関に周知する。

第5章 点検済票の交付等

(点検済票の交付)

第11条 協会は、表示登録会員から点検済票の交付申請があった場合は、これを交付するものとする。

2 他の都道府県消防設備協会の表示登録会員は、協会の表示登録会員とみなし、別に定めるところにより点検済票を交付することができる。

3 点検済票の交付を受けようとする場合は、別に定める手数料を協会に納めなければならない。

4 協会は、表示登録会員又は第2項に規定する者に点検済票を交付した場合は、その交付状況を的確に把握するために必要な台帳を整備しなければならない。

(譲渡又は貸与の禁止)

第12条 協会から点検済票を交付された者は、その点検済票を譲渡又は貸与してはならない。

(点検済票の貼付)

第13条 点検済票は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)第3の規定に基づく点検の期間ごと(機器点検6月ごと及び総合点検1年ごと)に行われる消防用設備等の点検が適正に終了した都度、別紙2に示す位置に貼付しなければならない。

2 点検の結果、消防用設備等に不良内容があった場合は、推進要綱第6第2項の規定に基づき、改善が図られるまでの間は点検済票を貼付しない。

第6章 信頼性の確保

(点検業務に係る損害賠償責任保険)

第14条 表示登録会員になる点検事業者は、点検業務に起因する事故が発生した場合に被る法律上の損害を賠償するための保険(以下「損害賠償責任保険」という。)に加入しなければならない。

2 協会は、前項の損害賠償責任保険に加入する場合の補償の基準を定め、一括して、その加入手続き事務を行うものとする。ただし、協会が一括して、損害賠償責任保険の加入手続き事務を行えない事情がある場合であって、当該点検事業者が自ら補償の基準を満たす損害賠償責任保険の加入手続きを行うときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、当該点検事業者は、協会から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を協会に提出しなければならない。

4 協会は、表示登録会員が第1項に規定する損害賠償責任保険の加入の有無を、毎年、当該保険の更新時期に確認しなければならない。

(相談窓口の設置)

第15条 協会は、消防用設備等の点検制度、点検済表示制度その他消防用設備等の設置及び維持管理等に係る相談、苦情等(以下「相談等」という。)を処理するための相談窓口を設置するものとする。

2 前項の規定による相談等の事務を処理するため、協会は、消防法令、消防用設備等に関して学識経験のある者を、相談員として置くものとする。

(点検実施状況等の確認)

第16条 協会は、点検済表示制度を円滑に運用するため、必要と認める場合は、表示登録会員に対しその業務を報告させ、又は点検の実施状況等を確認するものとする。

2 協会は、前項の規定により消防用設備等の点検の実施状況等を確認するため、消防の予防事務の経験者等を消防用設備等点検推進指導員（以下「点検推進指導員」という。）として雇用又は委嘱するものとする。

3 第1項の規定により、点検の実施状況を確認するため防火対象物に立ち入る場合には、当該防火対象物の関係者の承諾を得なければならない。

4 点検推進指導員は、点検の実施状況等を確認するために防火対象物に立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(講習、研修等の実施)

第17条 協会は、点検実施者の点検技術と倫理意識の向上を図るための講習、研修等を定期的に実施するものとする。

2 点検実施者は、前項の講習、研修等に積極的に参加し、点検技術等の研鑽に努めなければならない。

(表彰)

第18条 協会は、点検済表示制度の普及に関し、特に優れた業績を有する表示登録会員を定期的に表彰するものとする。

2 協会は、前項の規定により表彰した者のうちから、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う「消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰」の候補事業所として上申するものとする。

第7章 雑 則

(関係者との連携)

第19条 協会は、点検済表示制度の円滑な運用を図るため、防火対象物の関係者、表示登録会員及び消防機関と緊密に連携し、相互に協力するよう努めるものとする。

(広報の実施)

第20条 協会は、防火対象物の関係者及び利用者、表示登録会員等に、消防用設備等の点検制度、点検済表示制度等の目的、意義、その重要性等を周知するために必要な広報、啓発を行うものとする。

(実施状況の報告)

第21条 協会は、点検済表示制度の実施状況等を、毎年度、安全センターに報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第22条 協会の役職員及びこれらのものであった者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 第2条に規定する管理委員会の委員及び幹事、第15条第2項に規定する相談員、第16条第2項に規定する点検推進指導員についても、前項の規定を適用する。

(補 則)

第23条 その他、この規程の実施に関し必要な事項は、協会会長が別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程」(平成9年9月5日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、「消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程」(平成9年9月5日制定)の規定に基づき、現に委嘱されている委員は、第2条第3項の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は、第2条第5項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。
- 4 この規程の施行の際、「消防用設備等点検済表示制度運用規程」(平成10年3月27日制定)の規定に基づき、現に表示登録会員として登録されている者は、その登録の有効期限までの間は、第5条第3項の規定に基づき登録されているものとみなし、点検済票の交付を受けることができる。
- 5 第14条第2項の規定にかかわらず、協会が一括して、損害賠償責任保険の加入手続き事務を行えない事情がある場合は、当分の間、損害賠償責任保険の補償の基準を定め、当該基準を充足する損害賠償責任保険に加入している点検業者を表示登録会員とすることができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 1 (第 3 条関係)

1 点検済票の種類及び様式

種 類	様 式
<p>点検事業者用 (色 グリーン)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>45 mm</p> <p>消 火 器 用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>50 mm</p> <p>消火器以外の消防用設備等用</p> </div> </div>
<p>点検事業者以外の者用 (色 オレンジ)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>45 mm</p> <p>消 火 器 用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>50 mm</p> <p>消火器以外の消防用設備等用</p> </div> </div>

2 補助ラベルの種類及び様式

種 類	様 式
<p>補 助 ラ ベ ル (色 ブルー)</p>	<div style="text-align: center;">  <p>40 mm</p> </div>

別紙 2 (第 13 条関係)

点検済票の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置

消防用設備等の種類		表示位置
消火設備	消火器	本体容器
	屋内消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面
	スプリンクラー設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び制御弁の直近 (補助散水栓を設けるものにあつては補助散水栓箱の前面、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置を設けるものにあつては制御盤、その他のものにあつては末端試験弁取付け箇所直近)
	共同住宅用スプリンクラー設備※	
	水噴霧消火設備	加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の操作部及び格納箱の前面
	泡消火設備	
	特定駐車場用泡消火設備	制御盤の前面及び手動起動装置の操作部 (移動式の場合は、赤色灯火の直近)
	不活性ガス消火設備	
	ハロゲン化物消火設備	
	粉末消火設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面
	屋外消火栓設備	
	動力消防ポンプ設備	ポンプ銘板の直近
	パッケージ型消火設備※	格納箱の前面
	パッケージ型自動消火設備※	
警報設備	自動火災報知設備	受信機の前面(無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては感知器の親機又は直近)
	共同住宅用自動火災報知設備※	
	特定小規模施設用自動火災報知設備※	
	複合型居住施設用自動火災報知設備※	
	ガス漏れ火災警報設備	受信機の本体又は直近
	漏電火災警報器	
	消防機関へ通報する火災報知設備	本体又は直近
	非常警報設備	操作部の直近、複合装置の本体又は放送設備のアンテナ本体
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備※		
避難設備	避難器具	格納箱又は本体
	誘導灯及び誘導標識	開閉器の直近
消防用水		標識又は採水口の直近
消火活動上必要な施設	排煙設備	制御盤の前面
	連結散水設備	送水口本体又は標識の直近
	連結送水管	送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の制御盤の前面
	共同住宅用連結送水管※	
	非常コンセント設備	開閉器の直近
	共同住宅用非常コンセント設備※	
	無線通信補助設備	保護箱の前面
加圧防排煙設備※	制御盤の前面	
非常電源	非常電源専用受電設備	認定証票又は表示板の直近
	自家発電設備	
	蓄電池設備	
	燃料電池設備	
総合操作盤		操作部の前面
特殊消防用設備等		相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置

備考 1 消防法施行令第32条の規定の適用を受けて設置されている設備機器にあつては、相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置に点検済票を貼付することができる。

2 同一ボックス等に複数の消防用設備等に係る点検済票が貼付される場合にあつては、代表できる部分に1カ所とすることができる。

3 ※は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を示す。

消防用設備等点検済表示制度運用規程第23条の定めについて

(趣 旨)

第1条 この定めは、「消防用設備等点検済表示制度運用規程」(平成19年11月20日制定。以下「規程」という。)第23条の規定により、一般社団法人長野県消防設備協会会長(以下「協会会長」という。)が別に定めるものについて、規定するものとする。

(管理委員会開催の例外)

第2条 協会会長は、規程第2条第2項に定める事項の審議に当たり、緊急を要し長野県消防用設備等点検済表示管理委員会(以下「管理委員会」という。)を開催する時間的余裕がない場合は、管理委員会に対し書面決議を求めることができる。

2 協会会長は、全委員から書面決議の同意が得られた場合、審議事案についてその意見を徴し、全委員が書面により同意の意思表示をした場合には、管理委員会の議決とみなす。

附 則

この定めは、平成29年2月13日から施行する